屋内温水プール条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和6年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

## 岩手県条例第23号

屋内温水プール条例の一部を改正する条例

屋内温水プール条例(平成5年岩手県条例第41号)の一部を次のように改正する。

屋内温水フール	レ条例(平成5年岩手県条例第41-	号) の一部を初	てのように改正	する	) <sub>0</sub>				
改正前					改正後				
J表第2(第6条関係)				別	別表第2(第6条関係)				
個人使用の場合の利用料金の上限額					個人使用の場合の利用料金の上限額				
区分		高等学校生 徒及び学生	一般			区分	高等学校生 徒及び学生	一般	
50.	普通利用料金(1回につき)	円 <u>340</u>	円 <u>440</u>	50メートル プール及び ファミリー プール	普通利用料金(1回につき)	円 <u>350</u>	円 <u>450</u>		
50メートル プール及び ファミリー プール	夜間利用料金(17時以後の使用 1回につき)	<u>130</u>	190		夜間利用料金(17時以後の使用 1回につき)	140	<u>200</u>		
	回数利用料金 (5回につき)	<u>1, 340</u>	<u>1,780</u>		回数利用料金(5回につき)	<u>1, 380</u>	<u>1,830</u>		
	団体利用料金(10人以上の団体 の場合1人1回につき)	270	360		団体利用料金 (10人以上の団体 の場合1人1回につき)	280	<u>370</u>		
	普通利用料金(1回につき)	<u>110</u>	<u>150</u>	トレーニン グルーム	普通利用料金(1回につき)	120	<u>170</u>		
	夜間利用料金(17時以後の使用 1回につき)	<u>50</u>	<u>60</u>		トレーニン グルーム	夜間利用料金(17時以後の使用 1回につき)	<u>60</u>	<u>70</u>	
	回数利用料金 (5回につき)	<u>480</u>	<u>650</u>			回数利用料金(5回につき)	<u>490</u>	<u>670</u>	
	団体利用料金 (10人以上の団体 の場合1人1回につき)	90	120			団体利用料金 (10人以上の団体 の場合1人1回につき)	100	130	
[略] 別表第3(第6	条関係)			別	[略] ]表第3(第6	条関係)			

## 貸切使用の場合の利用料金の上限額

(50メートルプール)

\forall '\)		料金を徴収しな	料金を徴収する				
区分		い場合	場合				
貸切使用の利用料金	土曜日及び休日	円	円				
(1時間までごとに	上唯口及UM口	<u>7, 620</u>	<u>15, 270</u>				
)	その他の日	<u>6, 360</u>	<u>12, 720</u>				
[略]							
 [略]							

貸切使用の場合の利用料金の上限額(50メートルプール)

区分	7	料金を徴収しな	料金を徴収する	
		い場合	場合	
貸切使用の利用料金	ᆂᄜᄆᅑᅚᅛ	円	円	
(1時間までごとに	土曜日及び休日	7,840	<u>15, 710</u>	
)	その他の日	<u>6, 540</u>	<u>13, 090</u>	
[略]				

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。